

有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法施行令第四条）

次の物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 一・二—ジクロロエタン
- 14 一・一—ジクロロエチレン
- 15 一・二—ジクロロエチレン
- 16 一・一・一—トリクロロエタン
- 17 一・一・二—トリクロロエタン
- 18 一・三—ジクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 20 ニークロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
- 21 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー
- 28 一・四—ジオキサン